

選挙を弄んだ選挙管理委員会

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

はじめに

タイでは軍隊が2014年5月22日にクーデタを執行し政権を握った。軍隊は総選挙の実施が17年になると予告している。3年以上も続くことになる軍事政権の登場を可能にしたのは、14年2月総選挙の不始末であった。憲法裁判所が14年3月21日に無効判決を下し、2カ月後にクーデタが起きた。クーデタ執行を容易にした要因、ないしはクーデタをやむを得ないと少なからぬ人々に思わせた要因は、下院議員の長期不在に起因する執政府と立法府の機能マヒであった。議員不在は国会解散後に総選挙を法規定通りに実施できなかったことに由来する。

選挙が混乱したのは、ひとつにはステープ率いるPDRC（国王を元首とする完璧な民主主義体制へと国政を改革するための人民委員会）のデモ隊が選挙を実力で妨害したからである。PDRCはクーデタから1週間後には、幹部の誕生パーティーで「勝利」を祝っていた¹。選挙を混乱させ、クーデタへの扉を開くという目論見が的中したからであろう。もうひとつの貢献者は、PDRCが妨害した特定の選挙区だけではなく、すべての投票を無効にする判決を下した憲法裁判所である。さらに加えて決定的に重要だったのは選挙管理委員会である。選挙を実施する権限と義務がある選管が、PDRCに同調していたのではないかと思われた。その怠業は選挙妨害に等しかった。それは一体どのようなものであったのだろうか。それを振り返ることで、タイの民主政治を阻害する主犯は、無知無能で強欲とされる有権者や政党政治家、時代錯誤で粗野な軍隊、特権意識に耽る富裕層よりもむしろ、民主政治の核心をなす選挙を実施する責務を負う選管だったことが浮き彫りになろう。

1 選挙管理委員会

1.1 似て非なる問題：2006年と2014年

思い起こせば、2006年4月2日総選挙も、憲法裁判所が5月8日に無効判決を下し、9月19日にクーデタが起きた。総選挙の混乱→無効判決→軍事クーデタという点では2014年と瓜二つであった。第1に、大規模な反政府デモに直面した政権が、民意を問うために下院を解散して総選挙に訴えた。第2に、どちらの選挙でも下院第2党の民主党が、勝ち目が乏しいと判断して、ボイコットした。民主党は不戦敗を覚悟

¹ “Wican saet kaennam ko.po.po.so. chalong wankoet natthaphon party chut phrang (chom clip)”, ASTV Phucatkan Online, May 30, 2014.

していたわけではなく、得票の多寡以外の方法による政権交代の可能性を期待していたのではないと思われる。選挙を混乱させて政権を打倒し、あわよくば政権を握ろうという算段である。第3に、民主党の地盤となっている南部地方では、反政府デモ隊や民主党支持者による立候補妨害や投票妨害が相次いだ。民主党にとっては、選挙を不成立に追い込むことが重要だったからである。第4に、反政府デモ隊や民主党の願い通りに、憲法裁判所が総選挙無効判決を下した。第5に、選挙をやり直すと、与党が勝利する可能性が高く、それまでの妨害工作が無駄になるので、やり直し選挙を是が非でも阻止しようとした。下院議員不在状態を長引かせることによって、下院において民選議員から首相を選ぶという憲法に規定される民主政治のルールから逸脱した政権樹立を目指した。2006年は司法裁判所が前面に出ようとした。14年は、07年に全員民選から民選・官選半数ずつへと変更されて民意との間に隙間が生じていた上院が、非民選議員から首相を選ぼうとした。どちらも、それらを容認しない憲法が壁として立ち上がったため、憲法を破棄し無視しうる軍隊のクーデタで決着がつけられた。

2つの事例は相似のように見える。しかし実は、大きな違いが1つあった。選挙管理委員会である。選管は、総選挙をやり遂げることに、2006年には熱心であり、14年には不熱心であった。選挙を実施する権限や義務は、内閣や行政機関にはなく、選管のみにある。選挙妨害に屈することなく、選挙実施という責務を全うしようとした06年の選管は刑事裁判所（バンコク地裁刑事部）で実刑判決を受けて投獄されるという憂き目に遭った²。他方14年の選管は、選挙妨害者の肩を持つかのように選挙の先送りに熱心であって、実施には怠惰であったが、法的政治的な責任を問われなかった。

2014年には選挙混乱の最大の功労者は選挙管理委員会であったと述べても過言ではない。14年クーデタ後の2度にわたる憲法起草は選挙の価値や意味を薄めることに主眼をおいている。別言すれば、主権者である国民の声が国政に反映されにくくするための工夫を凝らしている。14年クーデタによって国政選挙がなくなり、地方選挙も停止されているため、選挙管理委員会は選挙の実施という本来の任務を遂行する機会がない。選管が監督対象とする政党も軍事政権によって活動を厳しく制限されている。職務がこのように大幅に縮小しても、選管が安泰なのはクーデタのお膳立てへの褒美ではないかと勘ぐりたくなるほどである。選管は選挙不成立のために何をしたのか。

1.2 選挙管理委員会の概要

選挙管理委員会が何をしたのかを調べる前に、タイの選管は日本とは大きく異なる

² 最高裁は2013年になって、原告(民主党代議士、PDRC幹部でもある)に訴えの利益がなかったという理由で棄却し、被告とされていた選挙管理委員の罪を問わないことにした。地裁は訴えを受理すべきではなかったということである。

ので、その主な特色を最初に概観しておこう。日本の選管は総務省や地方自治体と密接な関係がある。歴史を大ざっぱに辿れば、内務省→自治省→総務省ということになる。タイの選管も1997年まではそれと同一であった。選管は、地方自治体が脆弱であったことも手伝い、全国の県や郡に職員を派遣する内務省地方行政局が兼務していた。だが選管は1997年憲法で行政府や立法府と切り離されて、装いが全く新たな「独立機関」になった。首都にも各県にも5名ずつの選挙管理委員がおり、事務局がある。選管は選挙時だけに設置されたり目を覚ましたりする組織ではなく、独自の予算と職員を持つ常設官庁の1つである。

タイの選挙管理委員会には、そのホームページ掲載情報によると、次のような権限がある。1) 公明正大に選挙や国民(住民)投票を実施する、2) 選挙や国民投票の実施に関わる布告を出す、3) 政府職員(国家公務員、国営企業職員、地方公務員など)に選挙に必要な職務の遂行を命じる、4) 選挙や国民投票の実施に関わる規則を制定する、5) 選挙の区割りや有権者名簿の作成を行う、6) 選挙に関わる争議や紛争について真相を調査する、7) 不正があったと思われる証拠がある場合に、投票のやり直しや票の再集計を命じる、8) 候補者や運動員などについて、参政権を剥奪したり、刑事告発したりする、9) 選挙や政党に関わる違法行為について裁判所で争う、10) 投票の結果を公表する、11) 選挙に関わる法令に違反したものについて、担当官に告発し、調査を行い、民事・刑事・行政の訴追を行うよう求めたり、再選挙実施の原因となったものに費用を求償したりする、12) 選挙監視の民間団体を公認したり、その代表を任命したりする、13) 国民に民主主義教育を行う、14) 年次報告書を作成し、国会に提出する、15) その他法令が定める職務を行う。ここから、選管の権限は、選挙の実施にとどまらず、司法権や立法権にも及んでおり、非常に大きいことが分かる。加えて、政党に対しても、登録、解党(申請)、交付金助成などの権限を持っていることを付言しておくべきであろう。

中央選挙管理委員は5名である。第1期(1997年11月27日～2001年5月26日)、第2期(2001年10月21日～2006年7月25日)、第3期(2006年9月20日～2013年9月19日)に続いて、2014年総選挙時は第4期(2013年12月13日～現在)であった。内訳を見ると、第1期は判事と大学教員が2名ずつ、内務官僚が1名であった。第2期は、内務官僚が2名、判事、首相府官僚、陸軍大將が各1名であった。2006年クーデタ後の第3期は判事4名、検察1名で、全員が法曹であった。第4期は、判事3名、大学教員と元代議士が各1名である³。第3期以後は判事が増えたことが明

³ 委員長は3名の判事出身者の中で首都高裁長官経験者というピカイチの経歴のsupachai (1949年生まれ)であった。他の2名がチューラーロンコーン大学とラームカムヘーン大学の法学部卒業であるのに対して、彼は判事の王道タムマサート大学法学部卒業生である。ちなみに、第1期と第3期の委員長もタムマサート大学法学部卒業の判事であった。

瞭である。これは2006年4月25日の国王訓話以後司法が政治に対する法的縛りを強めていること（「政治の司法化」と呼ばれる現象）の一環である。

2 総選挙の混乱

2.1 立候補妨害

2014年2月2日総選挙のスケジュールをまず確認しておこう。2013年12月9日に国会が解散され、45日から60日の間に投票という憲法の規定に基づいて、2月2日に投票日が設定された。下院は比例区125名、小選挙区375名である。比例区は全国区であり、バンコクで一括して12月23日から27日にかけて立候補受付が行われた。選挙区は12月28日から1月1日にかけて、各県で立候補の受付が行われた。2月2日の1週間前の1月26日（日）に域外投票や期日前投票が行われた。

選管は7年の任期満了に伴う交代時期にあたっており、第4期の新委員5名が選出されて2013年12月7日に各自の役割分担が決まったばかりであった。選挙実施担当はソムチャイ委員であった。ソムチャイはソクラー大学とNIDA（国立開発行政大学院大学）を卒業し、タムマサート大学政治学部の教員になった。民間選挙監視団体PNET（People Network for Election in Thailand）の事務局長を1997年から2002年にかけて務めたことがある。彼は詩作を趣味とし、フェイスブックやツイッターなどのSNSの愛用者である。

PDRCの幹部が2013年12月17日に選管を訪問し、選挙の先送りを要請した。ソムチャイは各党が合意すれば先送りが可能だと述べた。選管は19日にPDRCの妨害で選挙が混乱することへの懸念を表明し、政府がPDRCと話し合っただけで選挙の先送りを検討するように提案した。予定通りの選挙実施を望む首相は20日に政権幹部とともに選管を訪問した。その直後にソムチャイは「社会の対立が激しく、国民の気持ちが選挙に向いていないので」、日程を見直す必要があると首相に伝えたことを明らかにした。

選管は予定通り、12月23日から27日にかけて、バンコクの青少年センター第2体育館にて比例区の立候補を受け付けた。PDRCが22日の夜中から受付会場の建物を包囲し、立入を妨害した。選管は各党に割り振る番号を籤引きで決める作業を第2体育館にて12月26日に行うことを決めた。会場へPDRCのデモ隊が押しかけて、警備の警察と衝突になり、死傷者が出た。選管は26日に、選挙の順延を提案し、政府とPDRCの仲裁役を買って出た。ソムチャイは、27日には仲裁を試みていること、29日には政権幹部3名と話し合ったことを明らかにした。

比例代表制に続いて、小選挙区の候補者受付が各県の選挙管理委員会によって12月28日から1月1日にかけて行われた。北部、東北部、中部では順調に進んだ。南部ではPDRCのデモ隊が受付事務所を包囲して妨害した。全国77県375選挙区のうち、347選挙区で1,272名の候補者が届出を済ませた。8県28選挙区では届出ができ

なかった。それはすべて南部であった。

民主党が選挙をボイコットしたため、同党の支持基盤が厚い南部では立候補の妨害が相次いだ。民主党のボイコット、一部の県選管の無気力、デモ隊の妨害というのは、2006年総選挙の再現であった。受付会場を500名近い群集に包囲されて立候補希望者が立ち入れなかったプーケット県の選管委員長は12月29日に、「[中央選管のソムチャイに問い合わせると、]あくまでもデモ隊と交渉するようという指示を受けた。現場へやってきて交渉してくれるようソムチャイさんをお願いできるだろうか。・・・中央選管の委員5名が手分けして8県を担当して欲しい」と不満を漏らした⁴。デモ隊の妨害を遮るため、政権は12月30日に軍隊や警察の施設を使うことを提案した。しかし、ソムチャイは、「軍隊や警察の施設を使うのは嫌だろうと想像する。・・・決めるのは各県の選管である。しかし文民施設を使うのが中央選管の政策である」と述べ⁵、選管委員長も当初からの受付場所を変更しないという原則を確認した。南部のナコーンシータムマラート県では12月30日に県選管委員長が職務を全うできないという理由で辞任し、翌日の県選管の決定に基づいて、9選挙区のうち7つの選挙区の立候補受付を国境警察の施設で行った。トラン県では、1月1日に4政党の候補者たちが軍施設での立候補受付を要請した。しかし、同県選管は、中央選管からの正式な命令がない限り変更はできないと拒否した。スラターニー県では、デモ隊が包囲しているという理由で、受付期間終了前の12月31日に選管が辞任した。

プアタイ党は1月2日に、立候補の届け出ができなかった8県について、立候補受付期間の延長ならびに会場変更を選管に申し入れた。選管は1月3日に会議を開き、新たな立候補の受付をしないまま、予定通り2月2日に投票することを決定した。その理由として、1) 1月中旬から始まる在外投票、1月26日の期日前投票と域外投票に不都合が生じる、2) 立候補届出のやり直しを認める法規定がない、という2点を挙げた。届出ができなかった123名については、立候補したことの確認を最高裁に求めるように助言した。1月6日に立候補者たちは立候補届出済みの確認を求める訴訟を最高裁選挙事件部に起こした。最高裁は1月9日に、立候補資格を確認する権限は選管にあり、最高裁にはないという理由で訴えを棄却した。他方、行政裁判所は、プアタイ党の候補者29名が選管に立候補の受付をやり直させるように求めて1月6日に訴えた件では、1月8日に権限がないとして棄却した。つまり、PDRCのデモ隊に妨害された8県28選挙区の立候補希望者は、救済を求めたところ、選管が裁判所に頼れといい、裁判所は選管が決めることと逃げた結果、立候補者とは認められなかつ

⁴ “Ko.ko.to. cangwat Phuket won 5 sua ko.ko.to. chuai 8 cangwat tai”, KrungthepThurakit, Dec 29, 2013.

⁵ “Prathan ko.ko.to. yon pho.oo.ko.ko.to.khet pen phu tatsincai yai thi rap samak so.so.”, Matichon, Dec 30, 2013.

たのである。

2.2 選挙先送り提言

首相府法制委員会（内閣法制局に相当）が2014年1月7日の閣議向けに準備した文書には、「選挙法78条によれば、暴動などの不可抗力ゆえに投票できなかった場合についてのみ、投票日の変更は可能である。その判断の権限は選管にあり、選管が当該事由の終了から7日以内に新しい投票日を決める」と記されていた⁶。選挙の先送りは問題が生じた選挙区のみが対象となり、その決定権は選管にあるというわけである。

ところが、選管は1月10日に会議を開いて、8県28選挙区だけではなく、全国について選挙を先送りする新しい選挙実施政令を公布施行するように首相に提案した。政権側が憲法違反と反発し、予定通りの選挙実施を迫ると、選管は1月11日に、新しい政令の公布施行が可能かどうか法制委員会に確認するよう内閣に要請した。また、ソムチャイは新たな日程は5月4日が望ましいと述べた。

選管は1月12日に会議を開き、次の6つの理由を挙げて選挙順延を重ねて促す文書を首相に送った。1) 8県28選挙区で候補者不在のため、法律で国会召集に必要とされる95%の当選者が揃わない。2) 候補者1名の選挙区が22あり、当選認定に必要な有権者総数の20%を超える得票をできるまで何度も投票を繰り返す可能性がある。3) 選挙妨害は日増しに激化している。4) 投票所職員が10万人不足している。5) 会計監査院は総選挙が無効になって選挙費用38.85億バーツが無駄になるかもしれないという懸念を選管に伝えてきている。6) 候補者不在の28選挙区のゆえに、全国一斉の総選挙実施を定める憲法108条に反するとして無効判決が出る可能性がある。

5)と6)は1)に起因しており、1)は選管に大きな責任があった。立候補届け出の期限となっていた1月1日時点で、追加で届け出を受け付けられない限り、1)の国会を召集できないという問題が生じることは自明であった。選管は裁判所の判断に委ねただけであり、有効な対応を怠っていた。選管はPDRCによる妨害行為に対抗するため、法律で付与された権限に基づいて軍隊や警察に協力を依頼したり、立候補希望者本人の出頭以外の届出方法（郵送やファクスなど）を用いたりできたはずである。しかし選管は、立候補希望者が多数存在したにもかかわらず受理の努力を十二分には行わずに候補者不在の既成事実化に荷担し、それへの事後対応として全国での選挙順延を繰り返して提言するばかりであった。対処のため、政権は1月15日に選管委員5名に内閣、政党、PDRC、UDDの代表を加えて相談する計画を13日に発表した。しかし、ソムチャイは人数が多すぎるので、首相はまず選管委員長と話し合うべきだと主張して、15日に会合への出席を渋った。予定通り15日に開催された会合では、2月

⁶ “Kritsadika chi ko.ko.to. luan luaktang dai chapho nuai”, Post Today, Jan 7, 2014.

2日に投票を実施することが決まった。選管は16日に、翌日に選管を訪問して相談するよう首相に依頼する文書を送った。首相が応じなかったため、ソムチャイは17日に改めて、21日までに来訪するよう首相に迫った。しかし、選管委員長は首相に来訪を迫っているのはソムチャイの個人的な見解であり、委員会の合意ではないと明かした。ソムチャイが呼びつけようとする狙いが、首相に順延を呑ませることにあつたことは想像に難くない。

候補者不在の8県について、ソムチャイは新しい政令を公布施行するほかないと1月18日に述べ、首相が21日に相談のために選管を来訪すべきと重ねて主張した。選管事務局長は20日に、8県への対応策はまだ決まっていない、選挙実施政令か選管布告のいずれかが必要だろうと述べた。選管は20日に、問題が生じている南部15県とバンコクの代表、そして軍隊、内務省、教育省の代表を集めて、南部では最南部3県を除く12県で選管がPDRCに包囲されて執務できないといった窮状を報告した。軍代表は、「特別な命令がない限り、軍隊は政治に関わらないという方針を守る。軍隊の施設内に投票所を設置するのは、タイ国のイメージにとって、とりわけ外国のメディアの場合には、好ましくない」と表明して、中央選管と同様に、南部12県での関与に消極姿勢を示した⁷。ここには、投票の実よりも見栄えを重視する姿勢、さもなければ選挙を失敗させたいという思惑を看取できよう。

政権が選挙の順延を拒否する姿勢を崩さないため、選管は憲法裁判所に1月22日に、1) 選挙の順延は可能かどうか、2) 新しい選挙日程を決める権限は選管と内閣のどちらにあるのか、この2点について判断を仰いだ。憲法裁は1月24日に、順延は可能であり、選管と首相が新しい日程を相談すべきであると回答した。これを受けて、選管は陸軍クラブで1月28日に相談したいという依頼文書を内閣へ送った。選管は政権と相談する前に、連立与党ならびに民主党と相談した。しかし、この事前相談では各党の意見の食い違いが浮き彫りになったただけであつた。他方、ソムチャイは25日に、翌日の期日前投票の延期を提案した。28日の会議開催が決まると、ソムチャイは選挙順延を提案すると27日に語った。

1月28日の会議で選管は全選挙区での順延を重ねて提案した。しかし、政権側は先送りしてもデモ集会は終わらず事態が悪化するばかりであるとして順延に反対し、トラブルが発生している選挙区ないし投票所についてのみ選挙日程を別途定めると主張した。裁判所の厳しい判断にたびたび直面してきた政権は、法律上の根拠なしに順延して法的責任(国会解散から45~60日の投票実施という憲法の規定への違反)を問われることを懸念してもいた。選管は予定通り2月2日を投票日とすることに応じた。

それでも、ソムチャイは必ずしも前向きではなかつた。2月2日に選挙を実施して

⁷ “Ko.ko.to. thok ruam mahatthai kho kamlang nun cat luaktang thahan yan mai yung kanmuang”, Matichon, Jan 20, 2014.

も必要な数の当選者を確定できないため少なくとも3~4カ月は国会を開けない。選挙法78条により選挙の延期は可能である。洪水が2カ月続けば選挙を2カ月できず、洪水が6カ月続けば選挙を6カ月延期するほかない。妨害は洪水と同じことだ。彼は1月29日にこう述べた。また、選管委員長も31日に、選挙を実施しても無効になるかも知れないと述べた。これに対しては即座に、判事出身の元選管委員ソットシーが投票できない投票所があっても無効にはならないと明言した。

2.3 2月2日の選挙

選管は1月26日に期日前投票と区域外投票を実施した。375の選挙区のうち、PDRCの妨害で投票に支障が生じたのは83選挙区、うち47は南部、33はバンコク、3はその他であった。南部サトゥーン県の第5歩兵連隊第2大隊長は、県選管から軍施設を期日前投票に利用させて欲しいという依頼を1月17日に受けると、政治への不関与を理由として翌日に拒否回答をしていた。

2月2日の選挙本番では、投票者は2,053万人、投票率は47.72%であった。93,952カ所の投票所のうち投票を実施できたのは83,669カ所であった。全国77県のうち問題なく実施できたのは59県であった。南部15県については、9県が全県で、6県が一部選挙区で、投票を中止した。それ以外にバンコクなどの3県でも一部で中止した。

選管は2月11日に会議を開いて、投票できなかった有権者のための再投票の日程を、1月26日の期日前投票については4月20日、2月2日の投票については4月27日と決めた。さらに、候補者不在の8県28選挙区については、政権に新しい実施政令を要請することにした⁸。4月の投票というのは、投票が国会解散から60日以内、国会召集は投票から30日以内という憲法の規定に反する決定であった。また、一度の国会解散について2つの選挙実施政令というのは憲法違反の可能性が高く、選挙を一回で済ませられないのは妨害者への十分な対処を怠る選管に主たる責任があるにもかかわらずその非を内閣に押しつけて新しい政令を公布させるのは不当であった。チュラーロンコーン大学法学部のナンタワットと政治学部のポーンサン、チェンマイ大学法学部のソムチャーイ、タムマサート大学法学部のウォーラチェートとピヤブットといったタイを代表する法律学者たちからこのように批判を浴びると⁹、選管は2月19日の会議で方針を変更し、投票が可能な5県のみで追加投票を3月2日に実施し、4月の20日と27日に予定していた投票を中止すると発表した。3月2日の5県での投票は妨害や不備なく実施された。選管は投票直前の2月26日に憲法と選挙法に依

⁸ “EC urges new decree for poll re-run”, Bangkok Post, Feb 12, 2014).

⁹ “Nitirat thalaeng yam ko.ko.to. tong cat luaktang doi reo ya thuang wela rabu ok pho.ro.do. luak tang mai dai”, Thai E-News, Feb 16, 2014; “Nakkotmai asa top kham tham ko.ko.to. 7 kho”, Post Today, Feb 16, 2014; “Ron wan ka bat thang ok luaktang”, Khao Sot, Feb 19, 2014.

抛して5県の県知事、治安機関、警察、軍隊に選挙のための秩序維持を命じていた。このことは、2013年12月末の立候補受付以後2月2日の投票に至るまで、選管が円滑な選挙の遂行のために警察や軍隊に出動を命じたにもかかわらず、相応な措置を講じていなかったことを示唆している。言い換えると、妨害されるに任せていたということである。

3 裁判所と軍隊の登場

3.1 裁判所登場

政権は候補者不在の8県28選挙区のために新たな政令を定めないと2月18日に明言した。選管の判断で速やかに選挙を実施して欲しいということである。ソムチャイは20日にも新政令の可否について問い合わせる文書を政権へ送ったほか、「憲法の規定通りに国会を召集できるように2月2日から30日以内に選挙を終えるべきという声については、選管は応じられない。平和な状況にはないからである。選挙を強行すれば、暴力沙汰になる。平穏になり次第、速やかに選挙を実施する。選挙の実施を急ぎたいければ、政権とPDRCが話し合うべきである。今選挙を実施しても、うまくいかないばかりではなく、当該選挙区で暴力沙汰が起きるからである」と主張していた¹⁰。

のりくりと選挙先送りを続ける選管に対して、連立与党4党は2月21日に、憲法の規定通り30日以内に総選挙を終了するよう強く迫った。3月4日が期限であった。ところが、ソムチャイは2月24日に、南部の問題を相談する会議を、期限後の3月7日に南部ハートヤイで開催するので参加して欲しいと与党に伝えた。

選管が要求する新たな選挙実施政令については、与党も2月23日に公布しないと発表した。しかし、ソムチャイは24日に、それが法制委員会の見解に過ぎないと主張して、閣議での決定を改めて要請した。政権側は、25日の閣議ではこれを審議事項ではなく報告事項にとどめ、内閣が法制委員会の見解に同意していると26日に選管に通知した。

3月2日の追加投票とは別に、選管は3月6日の会合で、2月2日に投票が妨害された5県は4月2日、1月26日と2月2日ともに妨害された6県は4月27日に再投票を実施することを決めた。他方において、選管は候補者不在選挙区問題について憲法裁判所の判断を求めることを決め、3月4日に正式に訴えた。新たに立候補を受け付けられるのか。新しい選挙実施政令が必要かどうか。新政令を出すとすれば、全国のすべての選挙区が対象になるのか。争点はこれら3つであった。続いて、3月7日にオンブズマンが、総選挙は無効ではないかという大学教員からの訴えを受けて、憲法裁判所に判断を求めることにした。憲法裁判所は3月21日に総選挙無効という判

¹⁰ “Ko.ko.to. leng tham ratthaban cat kanluaktang 28 khet tai”, Krungthep Thurakit, Feb 20, 2014.

断を下した。1) 28 選挙区で日を改めて選挙を実施するのは、選挙を同一日に実施すべきという憲法 108 条に反する、それゆえ 2) 選挙実施政令のうち選挙の日程を 2 月 2 日と定めた部分だけが違憲であると判断した。選挙は無効ながら、国会解散は有効というわけである。これは下院議員不在状態が続くことを意味していた。

3.2 出直し選挙と急転回

判決から数日後の 3 月 24 日にソムチャイは自らのフェイスブックに、イタリアのピサの斜塔にちなんだ詩を書き込んだ。そこには「大きな仕事をするには傾く必要がある」という一節があった¹¹。このため、かねてからの偏向批判に拍車をかけることになった。

無効判決によって、総選挙を最初からやり直す必要が生じた。民主党を除く 53 政党がこぞって速やかな総選挙実施を求め、選管は 4 月 1 日の会議で、4 月 8 日に軍隊、警



「大仕事のために傾かせて欲しい」(ソムチャイ)
Thai Rat 紙、2014 年 3 月 27 日

察、内務省などの治安機関の幹部を招いて、やり直し選挙が可能な時期について相談することを決めた。8 日の会議では、無効判決から 45 日から 60 日のうちに実施するのは治安上困難との結論に達した。ソムチャイは 4 月 13 日に、選挙を早期に実施できるかどうかは、政権が選管の意見に耳を傾けるかどうかにかかっていると述べた。選管は 4 月 22 日に政党代表を集めて会議を開き、総選挙は最速でも 7 月 20 日になると提案した。首相と選管は 4 月 30 日に会合を開き、7 月 20 日を投票日にすることで合意した。

選管はそこで選挙実施政令の起草に着手した。5 月 2 日に、選管委員長は草案が完成したと述べ、ソムチャイも 6 日までには草案のチェック作業を終えると述べた。ところが、民主党は 2 日に、インラック政権の退陣、上院による後任首相の選出、その政権のもとでの改革といった党首アピシットの提案が受諾されなければやり直し総選挙をボイコットするかも知れないと発表した。選管は 6 日の閣議向けに政令案を仕上げると前日まで明言していたにもかかわらず、追加の修正が必要になったという理由で 6 日の閣議には提出しなかった。翌日 7 日に憲法裁が首相失職判決を下した。首相

¹¹ “Chawalit cuak somchai khian klom tong tham cai ngan yai hai tong iang”, Matichon, Mar 25, 2014; “Somchai pratat iang sathuan ko.ko.to.”, Khao Sot, Apr 2, 2014.

は下院議員でなければならないという憲法の規定に基づいて副首相の1人が首相代行になると、選管は代行首相に国王の署名を求めて政令案を上奏する権限があるのかをめぐって疑念を提起した。選管は14日に新官庁街の選管事務所に首相代行を招いて相談する予定を立てた。しかし、警備に不安を抱く首相代行の要請で、15日に空軍士官学校で開くことになった。その会場へPDRCのデモ隊が押しかけ、警備をかいくぐって侵入したため、会議は開始早々で中断した。このため、選管は7月20日にはもはや間に合わず、8月以降になると主張し始めた。ソムチャイは5月20日に、新しい選挙実施政令では選管が選挙日程を決める権限を獲得することになったと述べた。しかし、選管の選挙先延ばし戦術は、クーデタによって選挙の無期限延期へと帰着することになった。

選管を受験生、政権を保護者にたとえると分かりやすいのではないか。保護者は現役での受験・合格を勧めた。受験生は自信がないから浪人したいとごねた。保護者が代わりに受験することはできない。受験生は渋々受験することになったものの、願書に不備があり、不合格になった。一浪のつもりであったものが、翌年も翌々年も入試がなかったため、三浪以上が確定した。

おわりに

タイで最大の発行部数を誇る日刊紙を刊行するタイ・ラット新聞社は、2014年2月2日に選管のソムチャイが3名の知識人からの質問・批判に答える動画をアップロードした。前選管委員のソットシーが選管の職務は選挙の実施だと論ずると、ソムチャイは法律通りに選挙を実施することよりも、よい選挙結果を導き出すことのほうが重要だと答えた。選挙の全面的な先送りないしはやり直しを持論としていたソムチャイに対して、法学者のウィーラパットが、滞りなく投票が行われた北部地方や東北地方そして国外居住者の投票を無駄にするつもりなのかと詰問すると、ソムチャイはすべてやり直すと決まったわけではないと明確な回答を避けた¹²。ソムチャイの本音は、有権者に正しい投票を行わせたいということであろう。よい結果にしても、正しい投票にしても、主観の問題である。学者やNGOならばそれでよい。しかしながら、粛々と選挙を実施すべき選管が特定の結果を求めるといのは公明正大さの欠落であり、大いに問題である。

選管は2月2日の総選挙実施に当初から積極的ではなく、もっぱら先送りに熱心であった。本稿で紹介したことを振り返ると、選管は、第1に、PDRCに呼応するかのよう選挙順延を何度も提案した。憲法に反する先送りがあたかも可能であり合憲であるかのような雰囲気醸成した。第2に、選挙の実施よりも、任務外の政権とPDRC

¹² "3 nakwichakan fak khamtham thung somchai sisutthiyakon (chom clip)", Thai Rat, Feb 2, 2014.

の仲裁に熱心であった。しかも PDRC を政権と対等に遇していた。第3に、政権に譲歩を求める一方、PDRC には妨害を止めるように迫っていなかった。PDRC による選挙妨害に有効な対抗措置を講じることに消極的であった。第4に、政権が回答済みの事柄（たとえば、新たな選挙実施政令を公布施行するのかどうか、再選挙は候補者不在の選挙区だけなのか）について、遅延を目的とするかのように、何度も蒸し返した。

選管が熱心だったことがもう1つある。選挙違反の取締である。ソムチャイは、たとえば、インラック首相が2月18日に粳米買い上げ政策についてテレビの特別番組で声明を発表したこと、同日に内務省地方行政局長が全国の県助役と郡長に向けてその声明を録画したVCDを配布するように指示したことは、選挙違反の疑いがあると即刻指摘した¹³。ソムチャイによると、選管は2月24日に、首相が2014年1月に行ったという東北地方と北部地方への視察旅行が選挙違反ではないかどうかの調査を行っていると明かした。ソムチャイは2月25日には、2013年4月補欠選挙におけるヤオワパー（タックシンの実妹）による選挙違反疑惑について選管で議論したと明かした（4月2日にシロ認定）。ソムチャイは3月13日に、選挙運動期間中にテレビに出演した与党の立候補者（閣僚を含む）16名を選挙違反の疑いで調査すると述べた。選挙を不成立に追い込み選挙期間を延長することで、閣僚や立候補者が選挙違反を犯す可能性を高めるとするのは、地雷を埋設するに等しい行為といえよう。それでいながら、選挙をボイコットした政党の責任は問わない。選挙実施という本務を疎かにし、粗探しに懸命な選管は、有権者の敵というべきであろう。

最後に、2016年現在起草中の新憲法では選挙の日程を決める権限が、選挙実施政令を公布する内閣ではなく、選管に付与されることになっている。憲法の可決ならびに選挙法の制定を待たなければ詳細は不明ながら、素直に考えると、下院の任期満了や解散後に、デモ隊が選挙を妨害すれば、選管は選挙を先送りできることになる。投票日が異なる選挙区がある場合には総選挙は無効であると憲法裁判所は判断済みである。この判決を金科玉条とすれば、選管は選挙妨害者の存在を根拠として、選挙を堂々と順延することが可能である。デモ隊と選管が結託すれば、代議制民主主義を長期間にわたってスリープ状態における。下院議員不在を理由に非民主的政権を樹立できる。しかも起草中の新憲法草案では、政治的危機に直面したとき、すなわち脱民主化闘争において常識に反することを強引に押し通そうとするときには、決定権が憲法裁判所に委ねられることになっている。独立機関という広義の司法機関が民主政治を蹂躪することはますます容易になる。

¹³ 国会解散後、内閣は財政権限を制約されて選管の承認が必要となったので、粳米代金支払いのための資金繰りに窮していた。